

# 8930 Vol.74

ヤ ク ザ ゼロ



大切にしたい私たちの県花

🌸より明るく住みよい神奈川をめざして🌸



撮影 白田恒二氏

## 暴力団追放「三<sup>ワン</sup>ない運動+1」の推進

- 暴力団を
- 恐れない
  - 金を出さない
  - 利用しない
  - 協力しない
- を実践しましょう



公益財団法人  
神奈川県暴力追放推進センター

## 就任挨拶と今年取り組み

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター 専務理事 山田 高志

昨年の10月1日に当センターの専務理事に選任された山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様には、日頃から暴力団排除活動にご尽力をいただき、また、当センターの運営にご協力をいただいておりますことに敬意と謝意を表させていただきます。

さて、最近の暴力団情勢は、一昨年8月の指定暴力団六代目山口組の分裂に伴う対立抗争が継続する中、本年に入り、当該分裂騒動が他の指定暴力団に飛び火するなど、ますます混迷の度を強めております。

対立抗争の継続は、多くのエネルギーと資金を消耗させ、組織の弱体化につながります。

このような時こそ、暴力団排除活動を強化すべきと考え、当センターとしては、この一年、次の3点に重点を置いて活動してまいりたいと考えております。

1点目は、「暴力団排除機運の高揚」です。

山口組分裂後の対立抗争は、本年2月20日現在、全国で92件、本県内で2件が発生し、これらについてのマスコミ報道は継続して県民の耳目を集めています。

当センターとしては、県民大会の開催を通じ、また、県内、54の「地域暴力団排除組織」や21の「企業、団体等暴力団排除組織」の会合や活動に足繁く参加し、暴力団の反社会性、凶悪性を訴え、県民の暴力団排除機運の高揚に努めてまいります。

2点目は、「暴力団事務所の使用差止めの実現」です。

当センターは、いわゆる暴力団対策法により、住民に代わって暴力団事務所の使用差止め請求訴訟を起こすことのできる「適格団体」として国家公安委員会から認定されています。

この権限を使い、昨年11月30日に厚木の六代目山口組系暴力団事務所の使用差止めを求める仮処分の訴えを横浜地裁小田原支部に行っています。

裁判手続きは「神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会」の弁護士さんをお願いしており、本年も引き続き同委員会と緊密に連携し、事務所の使用差止めの実現に向け取り組んでまいります。

3点目は、「暴力団排除条例の見直しへの参画」です。

平成23年に施行された「神奈川県暴力団排除条例」は、5年を経過するごとに条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることになっております。

現在、その検討を警察本部暴力団対策課が中心になって行っており、当センターもその作業に積極的に参画し、地域の特性を反映した実効性ある改正になるよう協力してまいります。

この一年、皆様とともに、「暴力団のいない安全で安心して暮らせる地域社会の実現」に向け、努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



## 全国暴力追放功劳者表彰受賞

平成28年11月29日、東京の明治記念会館において「暴力追放運動中央大会」が開催され、本県から長年にわたって暴力追放に尽力された次の方が、警察庁長官及び全国暴力追放運動推進センター会長から表彰されました。おめでとうございます。

### 暴力追放栄誉金章

小島 春男 様  
幸区暴力団排除推進協議会 会長



## 関東管区内暴力追放功劳表彰

平成28年9月25日

### 個人功劳表彰

山口 光正 様  
厚木警察署管内暴力団排除推進協議会 会長

岩本 敏男 様  
平塚市暴力追放推進協議会 会長

### 団体功劳表彰

麻生区暴力団等排除活動推進協議会 会長 佐藤 忠博 様

一般社団法人 横浜建設業協会 会長 土志田 領司 様

## 第3回 賛助会セミナーの開催

平成29年2月28日、横浜情報文化センター「情文ホール」において、「第3回賛助会セミナー」を開催しました。

セミナーでは、神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会副委員長の弁護士石山晃成先生から、「近時の暴力団事務所使用差止請求事件と暴力団排除条項の活用」についての講演がありました。

その後、神奈川県警察本部暴力団対策課員による寸劇「不当要求への対応要領について」を行って、賛助会員に不当要求行為の対応要領等を学んでいただきました。



## 民暴研究会の開催

平成29年2月6日、平成28年度民事介入暴力対策研究会を開催し、県警察から「暴力団排除条例の改訂について」の解説に続いて、民事介入暴力対策委員会の弁護士から、厚木暴力団事務所使用差止請求事件の進捗報告と、指定暴力団代表者等損害賠償訴訟における近時の判例の考察があり、研究会の充実を図った。



## 定例理事会の開催

平成29年2月17日、平成28年度定例理事会を開催し、次年度の事業計画・収支予算書(案)等について審議し可決承認された。



## 暴力団離脱者社会復帰対策協議会役員会の開催

平成29年2月13日、暴力団離脱者社会復帰対策協議会役員会を開催し、県警察、横浜公共職業安定所、横浜刑務所、横浜保護観察所及び暴追センターの役員により、暴力団離脱者の社会復帰支援をめぐる諸問題について協議し、更なる支援体制の確立を図った。



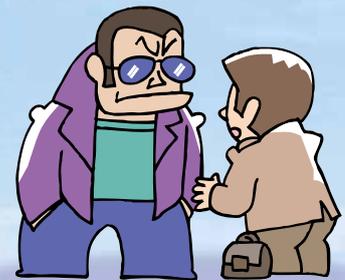
# 暴力団排除条項整備のお勧め

## 契約書・契約約款・規約等に 「暴力団排除条項(暴排条項)」を加えて安全対策を…

暴排条項の導入は、企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)において、有効であるとされております。

### 暴排条項とは

企業が取引に関して契約書や取引約款、規約等の中に暴力団等反社会的勢力とは契約しない、また、契約後、相手側が暴力団等反社会的勢力と判明した場合や相手側が不当要求行為を行った場合に契約を解除する旨を盛り込んだ条項のことをいいます。



### 暴排条項の効果

#### 1 企業の姿勢と被害予防・牽制的機能

暴排条項を導入し暴力団等反社会的勢力の排除を明確にすることは、企業姿勢を内外に明確に打ち出すこととなり、実際の企業活動では、暴力団等反社会的勢力に対する牽制や被害を未然に予防する効果が期待できます。

#### 2 現場担当者の負担軽減機能

暴排条項を企業内部に掲示したり、契約にあたって事前に相手方に告知することにより、現場担当者が暴力団等反社会的勢力と直接対応する際に、暴排条項を基に形式的かつ毅然とした対応を取ることが可能となり、担当者の負担軽減となります。

#### 3 裁判規範としての機能

契約解除等が生じた場合、暴排条項を根拠に損害賠償責任を負うことなく取引関係を解消でき、また、具体的に損害が発生した場合は、その損害賠償の請求等を行うことができます。

業種別の暴排条項の内容は暴追センターへ  
お問い合わせください。

## 暴力団被害無料電話・来所相談会の開催

- 開催日時

- ・平成29年5月19日(金) 午前10時～午後6時

- 開催場所

- ・神奈川県弁護士会館 横浜市中区日本大通9  
(旧 横浜弁護士会館)

- 相談方法

- ・電話又は当会館へご来所の上で相談(無料)



- 相談対応

- ・暴力団をはじめとする反社会的勢力やその周辺者にかかわる被害一般について、暴力団対策の専門家(警察、弁護士、暴力追放推進センター)が、相談に応じます。

※電話番号等は5月上旬にホームページ等でお知らせします。

## 平成29年度暴力追放県民大会のご案内

- 開催日時

- ・平成29年9月5日(火) 午後2時～午後4時

- 開催場所

- ・神奈川県立音楽堂 横浜市西区紅葉ヶ丘9-2

- 次第

- 【第一部】

- ・主催者挨拶
- ・表彰
- ・来賓祝辞
- ・来賓紹介
- ・大会宣言

- 【第二部】

- ・警察音楽隊演奏・ステージドリル
- ・演劇等



## 神奈川県暴力追放推進センターの主な活動

- 1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
- 2 民間組織が行う暴力追放運動を支援する活動
- 3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
- 4 暴力団から少年への働きかけを排除する活動
- 5 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動
- 6 暴力団員を相手とした民事訴訟等の支援活動
- 7 暴力団員の不当な行為による被害者支援活動
- 8 事務所使用等差し止め請求訴訟
- 9 不当要求防止責任者講習の実施

## 賛助会員の募集

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターでは、事業の推進を援助していただける個人、法人などの方々を賛助会員として募集しています。

### 1 入会手続き

- ◎入会のお申し込みは、弊センターのホームページ「賛助会員の募集（入会のお申し込み・賛助会員登録フォーム）」をクリックして、申込書に所定事項を入力し、送信してください。
- ◎入会のお申し込みは、個人、法人及び事業者団体に限りさせていただきます。

### 2 年会費（4月1日から翌年3月31日までの一年間）

- ◎会費は、個人1口5千円、法人及び事業者団体1口2万円です。
- ◎個人、法人及び事業者団体ともに1口以上何口でもご自由です。
- ◎弊センターは、公益財団法人の認定を受けておりますので、税制上の優遇措置が認められます。



会員プレート

## もし暴力団から不当な要求があったら

### ■神奈川県警察本部暴力団対策課

不当要求相談電話 ☎0120-797049 ナクナレ要求  
 条例専用電話 ☎0120-110675

### ■(公財)神奈川県暴力追放推進センター

〒231-8403 横浜市中区海岸通2-4

警察本部庁舎内

☎045-201-8930 ヤクザゼロ  
 ☎045-663-8930 ヤクザゼロ